

1月7日からの大雪等に係る関係省庁災害対策会議

(第2回)

議事次第

日時：令和3年1月22日（金）17:00～
場所：合同庁舎8号館3階 災害対策本部会議室

1. 令和2年12月～令和3年1月の大雪被害に関する対応策（案）について
2. 小此木内閣府特命担当大臣（防災）発言

3 消防庁

事務連絡
令和3年1月18日

各都道府県危機管理・防災担当主管部（局）御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害緊急事態対処担当）付
参事官（普及啓発・連携担当）付
消防庁国民保護・防災部防災課

除雪作業中の事故防止に向けた注意喚起等について

防災行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年12月から、各地で大雪に見舞われており、多くの地点で平年の積雪深を大きく上回っております。この結果、今冬の雪による死者数は63名（令和3年1月15日現在速報値）となっており、近年で最多であった平成29年冬の同時期を上回っております（別紙1参照）。地方公共団体からの報告によると、このうち相当数が除雪作業に起因するものです。

このため、「降積雪期における防災態勢の強化等について」（令和2年11月20日付け中防消第12号）3（1）及び（2）（別紙2参照）においても要請したとおり、地方公共団体においては、改めて除雪作業中の事故防止に向けた住民に対する普及啓発・注意喚起に取り組んでいただくようお願ひいたします。

各地方公共団体におかれましては、引き続き関係部局と十分連携を図り、対応に万全を期していただくとともに、貴都道府県内の市町村及び関係機関に対しても、この旨を周知いただくようお願いいたします。

なお、除雪時の留意事項等に関するチラシ等を、内閣府（防災）のホームページ（<http://www.bousai.go.jp/setsugai/index.html>）に掲載していますのでご参考ください。

【連絡先】

（大雪の被害に関すること）

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（災害緊急事態対処担当）付

担当：福田、斎藤、箭内、03-3501-5695（直通）

（中央防災会議通知、注意喚起等に関すること）

参事官（普及啓発・連携担当）付

担当：諸留、脇田、03-3502-6983（直通）

（大雪の被害（速報値）に関すること、

国と地方公共団体の連絡に関すること）

消防庁国民保護・防災部防災課

担当：館野、飯田、03-5253-7525（直通）

今冬の雪による死者数

別紙1

1 都道府県別死者数

都道 府県名	死者		
	人	人	計
			人
北海道	5	2	7
青森	2		2
岩手	1	2	3
宮城	2		2
秋田	3	15	18
山形	5	3	8
福島			
茨城			
栃木			
群馬	1		1
埼玉			
千葉			
東京			
神奈川			
新潟	2	11	13
富山		2	2
石川		1	1
福井		5	5
山梨			
長野			
岐阜		1	1
静岡			
愛知			
三重			
滋賀			
京都			
大阪			
兵庫			
奈良			
和歌山			
鳥取			
島根			
岡山			
広島			
山口			
徳島			
香川			
愛媛			
高知			
福岡			
佐賀			
長崎			
熊本			
大分			
宮崎			
鹿児島			
沖縄			
合計	21	42	63

※1月～の数値は1月1日から15日までの速報値を集計したものであり、数値は今後変わることがある。

2 近年の冬の雪による死者数の推移

シーズン	11月	12月	1月	2月	3月	4月	合計
平成27年～			1	18	8	—	27
平成28年～	3	5	30	16	11	—	65
平成29年～		20	32	53	11	—	116
平成30年～		10	15	13	1	1	40
令和元年～	1	1	1	5	1	—	9
令和2年～		21	42	—	—	—	63

・4月以降の調査は、平成30年～より実施

降積雪期における防災態勢の強化等について（抄） (令和2年11月20日中防消第12号)

3. 除雪作業中の事故防止に向けた住民に対する普及啓発・注意喚起

（1）雪下ろし等除雪作業中の事故防止

一昨年冬期の雪による犠牲者が、雪下ろし等除雪作業中の死者であることを踏まえ、作業時の家族・近所への声かけ、複数人での作業の実施、携帯電話の携行、命綱・ヘルメットの正しい着用、はしごの固定、除雪道具の点検・手入れ、ガス設備の損傷事故の防止等の実践的な留意点について普及啓発・注意喚起を行うことにより、除雪作業中の安全対策の徹底を図ること。

（2）歩行型ロータリ除雪機による事故防止

一昨年冬期の歩行型ロータリ除雪機による事故件数が少なくとも54件（うち死亡2件、重傷22件、軽傷30件）あったことを踏まえ、歩行型ロータリ除雪機にひかれる、除雪機と壁等に挟まれる、オーガ（雪をかき崩し、収集するための装置）等に巻き込まれる、投雪口に手を突っ込み負傷するなどの事故の防止等の留意点について注意喚起を行うことにより、安全対策の徹底を図ること。

1. 基本方針

- この冬の大雪により、関越道や北陸道での立ち往生や、除雪作業中の事故等による死者が相次ぐなど、多くの被害が報告されている。
- 今回、被災者の安全・安心を確保するとともに、被災自治体が躊躇なく除排雪等、復旧に取り組めるよう、被災者や被災自治体等に対する支援などの対応策を取りまとめた。
- 引き続き、被害状況の把握に努め、関係省庁が連携して必要な対応を行っていく。

2. 対応策

（1）自治体の除排雪事業等への支援

- 自治体が行う道路の除排雪、雪下ろし経費等に対する財政支援
 - ・自治体の除排雪経費については、普通交付税、特別交付税により措置。
 - ・特別交付税の繰上げ交付（218市町村、369億円）。
 - ・高齢者等の雪下ろし作業の委託経費については、特別交付税により措置。
 - ・地方公共団体が管理する積雪寒冷地域における道路の除雪費については、年度当初において、社会資本整備総合交付金により支援。降雪状況に応じて、当初執行保留していた除雪補助や社会資本整備総合交付金の一部を追加的に配分。
- 災害救助法による住家の除雪（障害物の除去）の支援
 - ・法に基づく障害物の除去による救助期間の延長の実施など、実情を踏まえた運用。

（2）農林漁業者、中小事業者に対する雪害への支援

- 農業用ハウス等の再建や修繕、撤去、果樹の改植等への支援
 - ・被災した農業用ハウス等を自治体が撤去等する場合、災害廃棄物処理事業により支援。
 - ・園芸施設共済等の損害評価を迅速に行い、共済金を早期支払い。
 - ・農林漁業者の経営再建に向け、長期・低利の農林漁業セーフティネット資金等で支援。
 - ・被害果樹の植替えや、これにより生ずる未収益期間に要する経費等を支援。
- 中小事業者に対する支援
 - ・①中小企業団体等による特別の経営相談窓口の設置、
②日本政策金融公庫等による災害復旧貸付、
③信用保証協会による一般保証とは別枠で借入債務の100%を保証するセーフティネット保証4号
など、災害復旧のための資金繰り支援等を実施。

（3）その他

- 立ち往生への対応
 - ・北陸道等における立ち往生については、検証結果を踏まえ、必要な対策を行う。
- 降雪に関する事故防止への呼び掛け等
 - ・自治体に対し、複数人での除雪作業の実施など、事故防止に向けた注意喚起のための事務連絡を発出。
 - ・除雪機使用時の事故防止や、大雪による被害に便乗した保険金詐欺などの悪質商法への注意喚起等を呼び掛け。

令和2年12月～令和3年1月の大雪被害に関する対応策(案)

令和3年1月 日

1. 基本方針

この冬の大雪により、関越道や北陸道での立ち往生や、除雪作業中の事故等による死者が相次ぐなど、多くの被害が報告されている。

これまで政府としては、関係閣僚会議や関係省庁災害警戒会議・対策会議を開催し、警戒体制に万全を期すとともに、災害対応に当たってきたところであるが、今回、被災者の安全・安心を確保するとともに、被災自治体が躊躇なく除排雪等、復旧に取り組めるよう、被災者や被災自治体等に対する支援などの対応策を取りまとめた。

引き続き、被害状況の把握に努め、関係省庁が連携して必要な対応を行っていく。

2. 対応策

(1) 自治体の除排雪事業等への支援

○自治体が行う道路の除排雪、雪下ろし経費等に対する財政支援

自治体が行う除排雪の経費については、普通交付税の算定において標準的な所要額を措置し、実際の所要額がその措置額を超える場合には、特別交付税により更に対応することとしている。

令和3年1月22日には、災害救助法の適用団体など218市町村を対象に、3月に交付すべき特別交付税の一部、369億円を繰り上げて交付することを決定した。

また、高齢者等の雪下ろし作業について、委託経費に対し、特別交付税措置を講じている。

地方公共団体が管理する積雪寒冷地域における道路の除雪費については、年度当初において、社会資本整備総合交付金により支援するとともに、降雪状況に応じて、当初執行を保留していた除雪補助や社会資本整備総合交付金の一部について、年度途中において、追加的に配分することとしている。

自治体が予算を心配して躊躇することなく、除排雪をしっかりと進められるよう対応していく。

○災害救助法による住家の除雪（障害物の除去）の支援

災害救助法に基づく障害物の除去として行う住家の除雪について、放置すれば住家の倒壊等により生命及び身体に危害を受けるおそれがある場合の屋根からの雪下ろし、住家の出入口等で日常生活に支障をきたす場合の除雪を対象としているところ。

被災自治体からの要望も踏まえ、令和3年1月15日に救助期間の延長（1月31日まで）を決定したところであり、引き続き、被災自治体の実情等を踏まえた運用を図っていく。

（2）農林漁業者、中小事業者に対する雪害への支援

○農業用ハウス等の再建や修繕、撤去、果樹の改植等への支援

今冬の大雪では多数の農業用ハウスの倒壊等が発生しており、これらが長期間放置されると新たな災害等により周辺環境へ支障を及ぼすおそれがある。そのため、生活環境保全の観点から支障が認められ、市町村がこれらの農業用ハウス等について、一体的に収集（撤去を含む）、運搬及び処分を行う場合には、災害廃棄物処理事業の補助対象としている。

園芸施設共済等の損害評価を迅速に行い、損害の割合に応じて共済金の早期支払を実施。

また、今冬期の大雪により被害を受けた農林漁業者の経営再建に向けて、長期・低利の農林漁業セーフティネット資金等により支援する。

さらに、被災した果樹農業者に対し、被害果樹の植替えや、これにより生ずる未収益期間に要する経費等への支援を行う。

なお、農林水産業については現在被害状況を調査中であり、被害の状況を速やかに把握した上で、適切に対応していく。

○中小事業者に対する支援

災害救助法が適用された秋田県、新潟県、富山県及び福井県内の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構の各地域本部及び各経済産業局等に特別相談窓口を設置し、災害により影響を受ける中小企業者からの相談に対応している。

また、災害救助法が適用された秋田県、新潟県、富山県及び福井

県内の各市町村等において被害を受けた中小企業・小規模事業者に対する災害復旧貸付や、一般保証と別枠で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号により、経営の安定に必要な資金の貸付の支援を行っている。

さらに、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会が、返済猶予等の既往債務の返済繰延等の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徵求の弾力化などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請を行っている。

災害救助法が適用された秋田県、新潟県、富山県及び福井県内の各市町村において被害を受けた小規模企業共済契約者に対しては、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を行っている。

これらにより、中小事業者の災害復旧のために必要な資金繰り支援等を行っていく。

(3) その他

○立ち往生への対応

北陸道等における立ち往生については、検証結果を踏まえ、必要な対策を行うこととしている。

○降雪に関する事故防止への呼び掛け等

自治体に対し、複数人での除雪作業の実施など、事故防止に向けた注意喚起のための事務連絡を発出し、住民への普及啓発・注意喚起の一層の取組を促進している。

また、除雪機使用時の事故防止や、大雪による被害に便乗した保険金詐欺などの悪質商法への注意喚起等の呼び掛けを実施している。